

最先端がん医療施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府立成人病センター整備基本構想等を踏まえ、府内のがん患者等へ最先端のがん治療が提供できるよう、今後整備すべき最先端がん医療施設の内容及び運営形態、関係機関との連携等について専門的な見地から検討するため、最先端がん医療施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、調査・検討する。

- (1) 最先端がん医療施設（陽子線・重粒子線・BNCT）の内容等
- (2) 最先端がん医療施設の安全性
- (3) 人材育成及び人材確保方策
- (4) 施設の運営体制
- (5) 最先端がん医療施設の建設に係る各種法規制
- (6) 事業収支等

(構成)

第3条 検討委員会は、次の分野において専門的な知識を有する委員で構成する。

- (1) 放射線治療分野
- (2) 物理工学分野
- (3) 病院経営分野

2 委員は、大阪府立病院機構理事長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成24年5月21日から平成24年9月30日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員長等)

第6条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は公開とする。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、病院機構本部事務局及び大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。